

平成 26 年度「高校生のびのびプロジェクト」実施要綱

1 趣旨

青少年の健全育成のためには、大人からの働きかけや青少年を取り巻く環境の改善のみならず、青少年自身の自覚と行動が必要である。

そのため、地域・学校での街頭啓発活動やボランティア活動への積極的な参加、社会のルールやマナーについての学習等の高校生の様々な自主的取組を「高校生のびのびプロジェクト」として支援し、高校生の規範意識の高揚と社会参加活動を推進する。

2 対象

県内すべての高等学校及び特別支援学校

3 実施内容

(1) 活動の内容は、高校生自らが自主的に取り組むものとする。

※活動への参加は、全校生徒によるものだけでなく、生徒会執行部、MS リーダーズ、特定の部活動、特定の学年、有志団体などによるものも含める（具体的な取組については、「4 活動例」を参照）。

(2) 内閣府が主唱する「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」期間中の活動については、県・市町村等の取組に高校生が参加・協力して取り組めるよう県・市町村等の活動内容を各高等学校及び特別支援学校に情報提供する。

4 活動例

・研修会や意見交換会の実施

（活動例：◎携帯電話・スマートフォンの安全・安心利用について

　◎未成年の喫煙・飲酒・薬物乱用防止について

　◎いじめや虐待の防止・対策について

　◎万引き防止について

　◎岐阜県青少年育成健全条例の知識を深める

・社会奉仕活動等への参加、実施

（活動例：◎文化祭での募金活動

　◎通学路の清掃活動

　◎交通安全運動

　◎一日警察官として防犯啓発活動に参加

・マナー、規範意識の向上

（活動例：◎高校生同士の身だしなみチェック

　◎登校・下校時の校門前での挨拶運動

　◎自転車利用マナーチェック

・他世代との交流

（活動例：◎高齢者宅訪問

　◎障害者とのスポーツ交流

　◎小学生・中学生への交通安全指導

【参考】

平成 25 年度「子ども・若者育成支援強調月間」の趣旨（内閣府）

近年、我が国では、グローバリズムや情報化の進展等により、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化している。非正規労働の若者が増加し、フリーターやいわゆるニートの数も高止まりの状態が続いているなど、困難を有する子ども・若者の問題は依然として深刻である。

また、少年非行の問題、いじめの問題、児童虐待や児童ポルノなど子どもが被害者となる事件等が相次いで発生しているほか、違法・有害な情報が氾濫し、従来型の携帯電話だけでなくスマートフォンを始めとする新たな機器等の普及に伴って、それらの情報へ子どもが接触する危険性が更に増大することも懸念されている。

さらには、子どもの貧困率や就学援助を受けている小中学生の割合は上昇傾向にあり、子どもの貧困対策が求められている。

これらの諸課題に対応し、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）を図るために、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）及び同法に基づく「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）等に基づき、関連施策を着実に推進する必要がある。

特に、家庭や学校、企業、地域など社会全般に深く関係する子ども・若者育成支援が、国民的な理解と広がりを持ったものとなるよう、国民運動を強力に推進することが重要である。

このため、本年11月を「子ども・若者育成支援強調月間」（以下「月間」という。）と定め、期間中に子ども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

平成 25 年度 岐阜県での青少年健全育成強調月間の概要

1 趣 旨

「子ども・若者育成支援強調月間」期間中に、関係機関・団体等と連携し、子ども・若者育成支援に向けた各種事業を集中的に実施することにより、青少年の健やかな育成に対する県民の理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加と日常的な行動を促し、次代を担う子ども・若者の育成支援の一層の充実と定着を図る。

2 期 間

11月1日～11月30日

3 重 点 項 目

- (1) 子ども・若者の社会的自立支援の推進
- (2) 子ども・若者の健全育成に向けた地域や家庭における取組みへの支援
- (3) 子ども・若者を犯罪や有害環境から守るための取組みの推進